

定 款

昭和14年9月15日作成	昭和40年5月28日改正
昭和15年5月25日改正	昭和45年5月29日改正
昭和16年5月24日改正	昭和46年11月29日改正
昭和16年7月16日改正	昭和47年11月29日改正
昭和19年5月18日改正	昭和50年5月29日改正
昭和19年6月12日改正	昭和51年6月29日改正
昭和20年11月19日改正	昭和55年6月25日改正
昭和21年5月4日改正	昭和57年6月29日改正
昭和22年5月27日改正	平成2年6月28日改正
昭和23年5月18日改正	平成3年6月27日改正
昭和23年10月15日改正	平成6年6月29日改正
昭和23年12月25日改正	平成10年6月26日改正
昭和24年2月5日改正	平成11年6月29日改正
昭和24年5月20日改正	平成12年6月29日改正
昭和24年5月23日改正	平成14年6月27日改正
昭和26年11月22日改正	平成15年6月27日改正
昭和31年5月23日改正	平成16年6月29日改正
昭和31年11月22日改正	平成18年6月29日改正
昭和35年5月27日改正	平成21年6月26日改正
昭和36年11月28日改正	平成28年6月29日改正
昭和39年5月29日改正	2022年6月29日改正

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、近畿車輛株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 車両の製造修理並びに販売
2. 鉄道用品の製造修理並びに販売
3. 建築材料の製造修理、販売並びに取付工事
4. 内装の設計及び工事並びに塗装工事
5. ビル、住宅用集配ボックス、収納庫の製造修理、販売並びに取付工事
6. 鉄構物及び諸機械、器具の製造修理、据付並びに販売
7. 土木建築工事の設計、監理並びに請負
8. アルミニウムを原材料とする押出品の製造並びに販売
9. 不動産の売買、賃貸借並びに管理
10. 労働者派遣事業
11. 娯楽施設の経営
12. 建物内外の保守管理警備清掃業務
13. 前各号の目的達成に関連ある一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,200万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令またはこの定款の他、取締役会で定める株式取扱規則による。

## 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 株主総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、定時総会は毎事業年度末日の翌日から3月以内にこれを招集し、臨時総会は必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会においては、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社に取締役3名以上を置く。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会でこれを選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

当社の取締役会はその決議によって取締役会長、社長及び副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第21条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第22条 当社の取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。

当社は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第24条 当社の取締役会に関する事項については、別に取り締役会で定める社則による。

(相談役)

第25条 当社は、取締役会の決議によって相談役を置くことができる。

(非業務執行取締役の責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 当社に監査役3名以上を置く。

(監査役の選任)

第28条 監査役は、株主総会でこれを選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役及び常任監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、常任監査役を選定することができる。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(監査役の欠員の場合の処置)

第31条 監査役に欠員が生じても、第27条に定める員数を欠かないときは、次の改選期までその補欠選任を行わないことができる。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了す

る時までとする。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項については、別に監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第39条 金銭による剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(附則)

1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。